

韓国における財閥改革の動向

Trend on the Reform of Jae-bol in South Korea

梁 先 姫

Sun-hee YANG

四天王寺大学紀要
大学院 第16号
人文社会学部・教育学部・経営学部 第55号 2013年3月
短期大学部 第63号
(抜刷)

韓国における財閥改革の動向 Trend on the Reform of Jae-bol in South Korea

梁 先 姫

本稿においては、IMF 経済危機と1998年2月の金大中政権発足を契機に本格的に実行された財閥改革と、2008年2月に登場した李明博政権の財閥優遇政策について概観し、政権交代前後の財閥政策を比較する。また、今後における財閥改革の課題として経済力集中と出資総額制限制度の復活問題・循環出資の禁止問題・大企業—中小企業同伴成長問題などを取り上げ考察する。

キーワード：財閥改革、企業支配構造改革、経済力集中、財閥優遇政策、大企業—中小企業同伴成長

はじめに

韓国では1963年から始まった朴正熙軍事政権が大企業優先の経済政策を採用し、意欲的な経済開発を推進したことから、財閥が経済発展の主役として一定の役割を果たした。また、その財閥は大きく国家経済に寄与し、韓国の国際的な経済的地位を高め国家発展のために貢献してきたのも事実である。その背景には同政権は財閥支援政策として特恵金融措置と重化学工業および総合貿易商社に対する政府支援を少数の財閥に集中して行ったことがあるのであり、それが財閥成長の物的基盤となったのである。

その後、1990年代に入り、財閥が韓国経済を左右する傾向が顕著になったことを受け、金泳三政権は30大財閥に対する規制を強化し、相続・贈与税重課などの政策を行ったが、究極的には財閥の借入金による歯止めのかない蛸足的拡張は財閥企業の相次ぐ破綻をもたらすようになり経済危機の直接的な原因となった。

1997年末の経済危機の勃発という非常事態を受け、翌年の2月に発足した金大中政権は財閥に対する厳しい責任追及という意味合いから、負債処理・相互債務保証の解消などの財閥企業の財務構造改善と、5大財閥間で事業を統廃合するビックディールを政府主導で推進することにより事業構造改善を図った。

しかし、2008年2月に登場した李明博政権は財閥への規制緩和で投資活性化を狙った。その一方で、出資総額制限制度の廃止、金融・産業分離の緩和、所得税・法人税の引き下げなど親財閥政策を採用することにより財閥優遇政策が復活した。

I. 金大中政権の下での財閥改革

1. 経済危機発生の原因

戦後、韓国経済は「漢江の奇跡」とも言われた高度成長を達成し、1996年10月にはOECD（経済協力開発機構）への加入を果たした。しかし1年後の1997年にはIMF（国際通貨基金）からの緊急支援を仰がなければならないほどの経済危機に陥ることとなった。

1997年末に発生した経済危機の根本的原因是財閥企業の借金経営にもとづく過剰投資にある。旧来、財閥企業グループは資金調達を株式発行など直接金融ではなく、銀行など金融機関からの借入れに依存した。その理由は、直接金融による資本調達は所有の分散をもたらし、総帥一族の支配権を喪失させる可能性があるからである。また、韓国の財閥企業の多くは海外からの借入れに頼っていた。そして財閥の借入れ金融による過度の事業拡張と過剰投資の失敗は、財閥企業の相次ぐ破綻によって経済危機の発生を招くこととなった¹。

韓国における1997年末の経済危機の背後には一連の財閥の倒産が見られる。当時財閥ランキング14位の韓宝鉄鋼が過大投資のため資金繰りが悪化し、1997年1月に不渡りを出した。その時、韓宝財閥の負債比率（負債／自己資本×100）は752%にまで増加し²、韓宝鉄鋼に対する銀行融資残高は3兆6,847億ウォンに達しており³、この韓宝グループの倒産は同じ年の漢拏・ハンソル・眞露・三美などの企業グループの連続倒産の発端となった。そして、これらの企業のグループに貸出しを行っていたソウル銀行・第一銀行などの金融機関は巨額の不良債権を抱えることになり、韓国の金融システムの脆弱性が表面化したのである。

以上の一連の財閥企業の倒産により、韓国経済を取り巻く環境は急激に悪化した。1997年8月末の時点で韓国の外貨準備高は300億ドルであったのに対して年内満期となる短期対外債務は600億ドルであった⁴ことから、その支払い能力が疑問視された。またウォンは同年11月には1ドル＝1000ウォンを割り込み市場最安値を更新した⁵が、当時の金泳三政権はIMFに救済資金を緊急に要請し、約580億ドルの支援を得て、デフォルト（債務不履行）の危機はようやく回避された。

2. IMFの構造改革要求と財閥改革の断行

1998年2月に発足した金大中政権に、IMFは救済の条件としてグローバル・スタンダード、すなわちワシントン・コンセンサスに適合しうる改革を要求した。IMF協約の財閥改革関連項目を具体的にみれば(1)「資本・貿易自由化」では、民間企業の海外借入制限の撤廃・外人投資枠を98年末までに55%に拡大・輸入承認制の廃止(2)「金融機関構造改革」では不良機関の閉鎖・外資系銀行または証券会社設立の許容・大型金融機関への国際会計法人による監査の義務付け(3)「企業支配構造改革」では、財閥の負債資本比率の縮小・系列企業の相互債務保証慣行の是正・政府の銀行経営と貸出決定への介入禁止・国際会計原則の適用におけるバランスシートの透明性向上など⁶である。

これらの要求に基づき、金泳三政権の後を引き継いだ金大中政権によって財閥改革を中心とした経済の建て直しが始まった。1998年1月、金大中大統領当選者(当時)は5大財閥総帥と直接

会談を行い、財閥改革に関する「5原則」を伝達・発表した。1998年8月には新たに「3原則」を加えている。具体的に5原則とは①財務構造の改善、②企業経営の透明性向上、③相互債務保証の解消、④支配株主および経営陣の責任強化、⑤核心事業部分の設定であり、追加された「3原則」とは⑥循環出資と不公正取引の抑制、⑦変則的な相続の遮断、⑧産業と金融資本の分離である。上記の企業構造改革5+3原則は基本的には財閥改革を意味する⁷ものである。

まず、IMFの構造改革の一環として財閥の負債資本比率の縮小についてみれば、1999年8月に行われた「政府・財界・金融機関間の合同懇談会」においては財閥全体の負債比率を同年末まで200%以下に削減するという目標が設定され、財閥側の積極的なリストラが促された⁸。借入経営で急成長した韓国財閥の負債比率はきわめて高い。ちなみに、10大財閥の負債比率は現代437%、三星267%、LG347%、大宇339%、SK384%、双龍409%、韓進556%、起亜519%、ハンファ751%、ロッテ192%であった⁹。財閥では赤字によってグループ全体に悪影響を与えていた系列会社の整理統合や売却による事業構造改善に加えて、銀行借入の返済・増資などによる自己資本の増加などの方法で、負債比率削減が進められた¹⁰。

次に、財務構造と関連して金大中政権は大規模企業集団に対して相互債務保証の解消を働きかけた。相互債務保証とは、金融機関から貸出が行われる場合、同グループの系列会社が融資を受ける企業に貸し出される元金と利子の償還を保証するもので、系列企業を多く有する財閥の資金調達の手段となる。また、この資金をもとに財閥は系列会社を増やし多角化する。そこで、1998年4月から新規相互債務保証が禁止され、既存の相互債務保証も2000年3月までに解消することが30大財閥に課せられた。このような相互債務保証の禁止により不良企業に対する資金の流れを遮断することができる¹¹。

また、IMFが韓国企業経営の透明性の向上を要求したことから、連結財務諸表と結合財務諸表¹²の必要性が高まった。元来、韓国企業集団は系列会社間の相互債務保証や過度な資金借入などによって共同体を形成しているので、各系列会社間の取引における透明性の実質的な把握が難しい¹³。

連結財務諸表には親会社を中心に支配・従属関係にある会社が含まれているだけで、実際に大株主が支配していても、会社と会社間に支配・従属関係がなければ1つの連結財務諸表には含まれずグループ内で多数の連結財務諸表の作成が可能となり、グループの全体像を把握するのは困難である。そこで1998年1月、外監法(株式会社に対する外部監査に関する法律)改定を通じて企業集団結合財務諸表の導入時期を1999年1月1日後の事業年度と決定し、同年4月には外監法施行令を改定し公正去来(取引)委員会が指定している大規模企業集団とその系列会社に対して結合財務諸表の作成を義務付けることとなった。ちなみに、連結方式では親会社による出資分が子会社資本金の30%以上の企業を系列とみなすが、結合方式では法的に独立していても実質的に特殊関係にあり、同一企業のように経営されている企業も含める。つまり、オーナーと特殊関係人が経営するすべての企業が含まれることになるのである。財閥は連結財務諸表の作成には同意したが、結合財務諸表には難色を示した¹⁴。

さらに、金大中政権は財閥の企業支配構造の改革も要求した。もとより財閥のオーナーは経営の権限はもつが、その責任は取らない仕組みになっていることから、同政権はオーナーが主

力企業の代表理事に就いて経営責任を取ること、財閥グループの会長室・企画調整室を廃止することを求め、これを1998年2月の株主総会から実施するよう圧力を加えた。

3. 財閥のビッグ・ディール

財閥のビッグ・ディール¹⁵⁾は、特に韓国の主力産業を集中的に抱えているトップ5大財閥(三星・LG・現代・SK・大宇)に対して、財閥間で重複していた自動車・石油化学・半導体などの主力産業を交換・集約し、過剰な設備投資を調整することにより、各種の事業部門を統合しようとするもの¹⁶⁾であり、財閥企業の事業構造改善の一環として行われた。(〈表1〉参照)

1998年2月、大統領府が直接に、ビッグ・ディールの原則として、①企業の買収価格は将来の収益を踏まえたディスカウント・キャッシュフロー方式とする。②将来の収益価格判定は第三者機関に判定させる。③評価作業が長期化する場合は買収後の清算とする。④買収側の負担する支援や損失負担は最終買収価格で一括する、などの内容を提示したが、それにもかかわらず企業相互の利害調整は難航した¹⁷⁾。

政府による当初のビッグ・ディール構想では、三星・現代財閥の事業交換によって現代自動車が三星自動車を買収する計画、現代財閥による現代石油化学のLGへの売却によるLGの化学部門の強化、そしてLG財閥によるLG半導体を世界トップシェアである三星財閥への売却による世界シェアの強化などが指摘された。

〈表1〉1998年12月現在の5大財閥の事業構造改革計画

財閥名	主取引銀行	系列会社の縮小	整理後の核心業種
三星	韓一銀行	60 個社→40 個社内 (金融業 11 個含む)	電子、金融 貿易／サービス業
LG	商業銀行	53 個社→30 個社内 (金融業 6 個含む)	化学／エナジー、サービス、金融業種
現代	外換銀行	63 個社→30 個社内 (金融業 9 個含む)	自動車、建設、電子、 重化学、金融／サービス業
SK	第一銀行	49 個社→22 個社内	エナジー、化学、情報通信、物流／ 金融
大宇	第一銀行	41 個社→10 個社内	自動車、重化学、造船、建設、 金融／サービス業

〈出所〉金融監督委員会“5大系列グループの構造調整推進法案及び今後の対策”1998.12.7.
および『毎日経済新聞』1998年12月18日参照。

その一方で全経連(全国経済人連合会)は1998年8月、構造調整特別チームを発足させ、これを中心に5大財閥の内部調整を行った。同年9月に全経連は電子産業・石油化学・鉄道車両・航空機・発電設備・船舶用エンジン・精油の7業種における財閥再編案を発表したが、内容が事業交換より統合計画の色が濃かったことから、政府は再編案のさらなる調整を促した¹⁸⁾。そして

同年10月政府は財界から自主的に過剰設備投資と思われる対象業種及びその調整計画を提出させ、その後、金融監督委員会のもとで12月まで最終調整が行われた。

原案通り推進された事業交換は少ないが、財閥間で修正された事業交換そして売却と買収の結果、現代自動車による起亜自動車の買収と三星自動車のルノーへの売却によって、自動車産業は現代財閥のもとに集約され、化学系等の事業はLGへ、そして、大宇電子の外資への売却によって電子は今日の三星・LGの二社体制となった。

ビッグ・ディールは財閥の重荷だった不況業種を整理し、負債を肩代わりさせるチャンスであった。また、負債増大のもととみられていた多角化の解消と考えられていた。経営権をめぐるトラブルはあったが、交渉は進展し、それぞれ合併統合で一本化された。事業交換の成功は財閥経営の合理化を推進するという目的には大きな役目を果たしたようにみえたが、その反面で、財閥による関連事業の中小企業への圧力拡大や競争制限による物価上昇などの問題が、寡占化の副作用として韓国経済に影響を与えることとなった。また、多角化の解消の点でも、系列会社の数が一時1998年に縮小しているが、数年後には系列会社数の増大が既に傾向として現れ始めている。三星財閥の系列会社は1999年49個から2003年には63個に、LG財閥は48個から49個、SKは41個から60個、現代は2000年の45個から2003年には78個に増加するなど1997年経済危機以前の水準またはそれを超える水準となっている¹⁹。これらの点をふまえると、多角化解消また合理化へのビッグ・ディールの長期的なインパクトはミニマムであり、寡占化による韓国経済への影響が今後の課題として残ることとなった。

II. 李明博政権の企業政策と財閥の実態

1. 企業政策の特徴

2008年2月に発足した李明博政権は財閥の規制緩和で企業投資活性化を狙い公約として財閥優遇政策を採用した²⁰。これは、前の金大中政権が財閥改革を公約に掲げ、5大財閥会長に分社化・系列企業の削減などを指示し、財閥間で重複する事業を統廃合するようビッグ・ディールを政府主導で推進したものと対照的な経済政策といえる。

李明博政権は従来行われてきた政府主導の経済運用を市場主導に転換し、活気のある市場経済を構築するため、民間の自律と創意を尊重した経済運用を目標として掲げ財閥経営陣出身である大統領の経営手腕を政策推進と経済発展に最大限に応用することを公約した。韓国の市場経済を先進化させるためには、経済先進国にはない規制は撤廃されなければならないとし、財閥の多角化の阻止を本来の目的とした出資総額制限制度は、企業の投資活動や経営を制約するなどの問題があるとして、制度の廃止を促した。(〈表2〉参照)

〈表2〉現政府の企業部門政策公約と評価

主要企業政策関連公約	実行状況と評価
出資総額制限制度廃止	財閥関連規制中出資総額制限制度は 2009 年に廃止
持株会社規制緩和	銀行法および金融持株会社法上の金融・産業分離が部分的にすでに法改定に反映
金融持株会社制度改善	公正取引法上の金融・産業を規定する法改定は政府案として国会に提出中
中小企業の創業手続き簡素化	創業手続きを簡素化するための制度改革進行中
中小企業の金融支援強化	韓国政策金融公社発足以後推進されている市場親和的 on lending* 方式の中小企業政策資金貸出方式導入
中小企業製品公共購買問題解決	政府が公約として掲げた中小企業製品の公共購買額を現政府任期中に達成

* 韓国政策金融公社が仲介金融機関に資金を供給し、仲介金融機関は自身の責任の下で支援対象企業を選別し支援する方式

〈出所〉韓国経済研究院（2011）『李明博政府政策評価および先進化課題（上）』p.74。

2. 出資総額制限制度の廃止とその影響

出資総額制限制度は、本来1986年12月の公正去来(取引)法改定を通して経済力集中を抑制する目的で大規模企業集団政策の1つとして導入されたものであり、同制度は資産総額10兆ウォン以上大規模企業集団に属する会社が純資産の40%を超過して他国内会社の株式を取得または保有できないように規制する制度である。

しかし、同制度の制定以降も、財閥の多角化は継続し、系列会社の数は増大したのであり、そのことが経済危機を招く原因となった。出資総額制限制度の効果は、財閥企業が少ない持分率で系列会社をコントロールでき、持分率に制限がなかったことからその影響力は小さなものであったといえる。

IMF危機後に金大中政権によって行われた1999年1月の公正取引法改定では、政府は持株会社の設立を制限的に許容した。同改定によって、①持株会社の負債比率を100%以内に制限すること、②子会社に対する持分率は50%以上（上場企業の場合30%以上）であること、③金融・非金融会社の同時所有禁止・30大財閥の系列会社は持株会社と子会社の債務保証を事前に解消することなどが持株会社の設立の条件として定められた。持株会社の合法化による規制と出資制限は、財閥による系列会社拡張を、特に少ない持分を通じてピラミット式の系列会社支配構造の止揚を阻止することを、目的とした改定であった。

李明博政権の誕生後間もなく2009年3月に出資総額制限制度が廃止された²¹。もとよりこの出資総額制限制度については賛否両論が存在する。まず、公正去来(取引)委員会の見解によれば、同制度は、系列企業間出資を通じて架空資産を形成し、支配力を拡張する財閥構造を市場が監視する機能が不十分な状態の下で、発生する経済力集中・市場の独寡占などの弊害を防止

するため、出資総額制限制度は必須的なものであるとしている。

その反面、財界の側からすれば、同制度について、企業の出資行為を直接的に規制する国家は韓国しかないのが実情であり、出資総額制限の規制は企業に対して未来の新成長産業への進出を困難にし、企業投資の制限により経済成長を抑制するとの主張がある。

李明博政権は出資総額制限制度を廃止すると共に企業集団公示制度を導入している。この制度は公示制度を通して企業集団の出資状況などに対する情報を利害関係者に良く把握できるようにし、市場の自律的監視と規律を可能にすることを目的とするものであり、相互出資制限企業集団(資産5兆ウォン以上)所属会社に適用するためのものである²²。

政府主導から市場主導という李明博政権の政策方針は財閥にたいする規制緩和の推進という形で促進されている。政府により企業の規制をグローバル・スタンダードにあわせるとことが韓国企業の競争力を促進するというビジョンは一見魅力的に見えるが、経済先進国において韓国ほど財閥に経済力が集中し、また企業の多角化が深刻な国はまれであり、韓国の経済状況に見合った企業規制または緩和政策を取り入れることが、長期的また継続的な経済発展につながると思われる。

3. 金融・産業分離の緩和

韓国の公正去来(取引)法や銀行法は金融と産業間の厳格な分離を原則としており、金融・産業分離を規制する関連規制は大企業集団金融機関の私金庫化防止や資産運用の健全化を図るため、金融と産業間の相互投資を禁止し経済力集中を抑制することを目的としている。

この目的の達成のため、産業資本が金融産業に参入するのを制限する制度を設け、金融持株会社と一般持株会社を含む持株会社制度に関連する規制および金融機関の資産運用に関連する規制を行っている。さらに、大規模企業集団に所属している金融機関に対しては経済力集中を防止するため他会社株式所有を制限または議決権を制限する特別な規制を賦課している。

具体的には大企業集団金融機関の系列会社株式所有制限および議決権制限について、金融産業構造改善に関する法律第24条は「金融機関および同一系列金融機関は他会社の議決権を有する発行株式総数の20%以上を所有する場合、また大規模企業集団所属金融機関および同一系列金融機関は他会社の議決権を有する発行株式総数の5%以上を所有し当該会社を事実上支配すると認定される場合には金融監督委員会の事前承認を得なければならない」と規定している。

しかし、李明博政権が登場してまもなく金融・産業分離の緩和問題が争点として浮上した²³。企業の支配構造は企業が自律的に決定すべきであるという市場主導の政策路線に基づき、公正去来(取引)法上の持株会社関連規制に対し修正が行われるべきであるという意見が主流をしめるようになってきている。世界主要国における金融規制についての研究結果²⁴によれば、産業資本と金融資本の結合を一律規制しないのが世界的な動向となっており、産業資本に対する銀行所有を規制する国家より許容する国家が一層多いということである。

1991年の公正去来(取引)法の改定では財閥企業による金融・非金融会社の同時所有が禁止されており、2000年10月に金融持株会社法が制定され、金融持株会社の設立を許可したが、財閥グループに対しては銀行持株会社の設立を禁止した。しかし、李明博政権は発足当初から公正

去来(取引)法上の持株会社制度と金融持株会社法上の主要規制を改善することを政策公約として掲げた。すでに2009年7月金融持株会社法の改定を通して非銀行持株会社が非金融子会社を所有することが再度可能となっていたのである。

ここで再び考慮すべき点は企業規制を国際的トレンドに基づき改定・緩和することが、韓国のユニークな経済システムを考察する場合、グローバル市場における企業の競争力アップにつながるかということである。財閥企業と韓国経済が抱える問題を考慮すると、現政府による規制緩和のトレンドは経済危機以前より財閥企業、また韓国経済が抱えている問題を解決するよりも悪化させる可能性があると考えられる。

4. 財閥の実態

(1) 経済力集中の深化

韓国における経済力集中²⁵は経済危機、そしてIMFまた政府による重なる改革の試みにもかかわらず、相変わらず深刻な状況に置かれている。現在、韓国財閥の経済力集中についてみれば三星・LG・現代自動車・SK・ロッテなど5大財閥の売上げ比重は全体上場企業中40%を超える。そこに30大財閥を合わせれば95.2%にまで達する²⁶。財閥グループが韓国社会の生産のほとんどを支えているのが現状である

また、李明博政権の規制緩和も手伝って財閥グループは依然として各種の事業に乗り出し蠕動的拡張を図っている。2009年出資総額制限制度が廃止された時点で479個であった10大財閥系列企業の数に現時点で629個に増加した²⁷。経済危機を招いた原因とされた経済力集中と多角化がまた深刻な水準に陥っているということである。

さらに、ほとんどの財閥はオーナー一族を動員し系列企業に参入させ仕事を斡旋する方法で富を拡大してきた。経済改革研究所が29個財閥企業集団の支配株主一家190余名を対象に分析した結果によれば、仕事斡旋などで達成した富の増殖規模は9兆9588億ウォンに達したことが分かった。

財閥の規模が再増大するなかで企業間利益も両極化している。ちなみに、同研究所が2000年から2010年にかけての期間中企業実績を分析した結果、大企業の資本対比純利益率は4.7%であり、中小企業(2.4%)のほぼ2倍に達していることが判明した。このようなトレンドは韓国経済における財閥の優位性を再確認するものであり、外資や人材が大企業だけに集中され、さらなる財閥による事業独占化とリスクの未分散につながるものと考えられる。

(2) 財閥企業の中小業種への参入

韓国の中小企業はもとより国内市場が財閥系の独占・寡占の状態にあるなかで、①納品先である大企業から不利な取引条件を飲まれ、これに中小企業の市場競争力では対抗できない、②銀行などの融資は財閥系に独占され、中小企業は金利の高い私金融に依存せざるを得ず、究極的には資金調達コストが高くなってしまふ、などの問題点を抱えている。

これらに対し、市場の問題については「中小企業固有業種」を定めて、その業種に限っては大企業の参入を禁止した²⁸。ここで中小企業固有業種とは、財閥系大企業の競争から中小企業

を守るため、一定の業種への大企業参入を禁止する措置を意味する。

しかし、最近の李明博政権下では財閥企業が中小企業に参入するケースが目立つようになった。その事例を見れば、三星・LG・現代自動車・SK・ロッテ・CJグループなどの大企業が製果・製パン・ハンバーグ・うどん店・カレー店・コーヒー店・コンビニなどの中小業種に参入しており²⁹、また海外で金融分野を勉強した一部大企業のオーナー2・3世の中には本業である企業活動を通して富と雇用を創造することはせず、各種の飲食店・スーパーマーケット・奢侈性のある消費産業にむやみに参入するケースもある。

最近、毎日経済新聞社がハンキル・リサーチを通して『大企業改革が必要な理由』について2011年7月24日から2日間行った調査結果によれば、「中小企業および自営業を保護するため」が29.4%、「蛸足的系列企業の拡張を防止するため」が28.1%、「経済両極化を解消するため」が19%、「大企業偏重を阻止するため」が12.2%、そして「政経癒着を防止するため」が10%程度にとどまっている。

(3) 循環出資型支配構造

循環出資型支配構造とは、財閥系列企業がAからB、BからC、CからAのように連鎖的に出資関係を結んでいる支配構造を指すものである。例えば、現代自動車グループの場合、現代自動車→起亜自動車→現代モビス→現代自動車の形態で支配構造が連結される。

現在、財閥の中で財界序列第1位である三星財閥を始め現代自動車グループ・ロッテ・韓進・ハンファなどの8個所で循環出資型支配構造を維持しているが、このような循環出資構造のおかげで財閥オーナーらは少しの持分を持っていながら数多い系列企業に対する支配権の行使が可能になる。

IMF経済危機以後、政府は1つの系列企業が不健全化すれば他の系列企業も連鎖的に不健全化すると恐れがあることから循環出資の解消を要求した。しかし、財閥が支配構造を変更することが出来ない理由は費用の問題と関わっているからである。例えば、三星財閥が循環出資を解消し持株会社に転換するためには20兆ウォン以上の現金が必要とされる。ちなみに、持株会社へ転換するためには李健熙会長一族が別途の持株会社を設立した後、三星生命・三星電子など上場系列企業持分を20%以上確保しなければならない³⁰。

市場主導、すなわち韓国のケースでは財閥主導の政策路線をとる現政権のもとでは、財閥のオーナーの経営権に有利である循環出資の解消は審議の対象になりにくい。しかし、循環出資が認められる以上、財閥企業が進んで持株会社設立の条件をクリアし、健全な系列会社を遂行する動機がなくなるため、オーナー一族による経営権の独占化が依然と問題として残ることとなる。

(4) 財閥オーナーの脱法行為

上記のような、財閥フレンドリーな規制緩和が推進されている中、財閥会長らの背任・横領事件が相次いでおり、オーナーリスク (owner risk³¹) に対する懸念の声が出ている。オーナー一族による財閥統治が極大化しているその特性上、彼らの犯罪行為は市場の攪乱や企業経営

の跛行、さらには国家経済の毀損をもたらすことになる。それゆえ、オーナーの独断専行を阻止しない限り財閥改革を実現するのは難しい。

財閥オーナーの脱法行為の代表的例をみれば、三星の李健熙会長は2009年8月、脱税・背任の嫌疑で懲役3年執行猶予5年の判決を受けたが、たった4ヶ月で赦免され、社会に復帰した。現代自動車の鄭夢九会長も2008年6月、横領・背任の嫌疑で懲役3年執行猶予5年の判決を受けたが同年8月に赦免された。また、S K財閥の崔泰源会長は2008年5月、粉飾会計の嫌疑で懲役3年執行猶予5年の判決を受けたが同年8月に赦免された。

以上の事例で分かるように、裁判所は財閥オーナーらの犯罪行為に対して、通常「懲役3年執行猶予5年」という類似した判決を下している³²。そして、政府側の言い分は、「経済に悪影響を与える」または「経済活動を萎縮させてはいけない」ということである。

この他に、世襲に知恵を絞る財閥が経営権継承の過程で、財閥の不正資金疑惑が発覚し、法に抵触した事例もある。ちなみに、現代自動車の鄭夢九会長と長男の鄭義宣起亜自動車社長の親子が出資して物流会社グロービスを設立した。そして財閥の物流業務を同社に集中させ、企業価値を高めて上場させた。その後、グロービス株を売却し、得た資金で財閥中核の起亜自社株を購入したのである。これはカネをかけずに世襲するために財閥側が編み出した妙策であり³³、社会から大きな批判を浴びている。

Ⅲ. 今後における財閥改革の課題

1. 経済力集中と出資総額制限制度の復活問題

まず、財閥の蛸足的拡張に代表される経済力集中の問題がある。財閥は多くの産業に系列企業を進出させるので中小企業や自営業者の事業領域が萎縮され大企業に富が偏る。また、雇用が減少し経済活力の減退をもたらすことになる。それゆえ、政府は系列企業間の負債保証を禁止し、金融系列社に対する議決権を制限するなどの規制を行い、さらには出資総額制限制度の復活を考慮しなければならないと考える。

次に、変則相続および利益追求の問題がある。正当に贈与税または相続税を負担しないまま企業を引き受けるか、また、オーナー一族が個人の私益を追求するに当って企業を活用するとの指摘がある。例えば、オーナー一族が個人会社を設立した時に財閥系列企業らがその会社が生産した製品を高い値段で集中的に買い入れることで短期間に急成長させる場合がある。このような方法で系列企業が犠牲になることでオーナー一族は富を増殖でき、オーナー子孫は財閥系列企業に成長した持分を買い入れ、たやすく企業を引き受けることができる。

かくして、この変則相続および私益追求の問題は先述の経済力集中問題と相関関係にあることから、出資総額制限制度などを通じて経済力集中を緩和すれば、財閥の私益追求の抑制が可能になるということである。

2. 少数持分を通じた経営権掌握と循環出資の禁止問題

また、オーナー一族が少数持分で財閥全体の経営権を掌握することが問題になっている。こ

の問題を防止するため相互出資制限という規制が導入されているが、例えば三星電子が三星物産持分を持ち、同時に三星物産が三星電子持分を持つことが不可能である。その反面、相互出資が許容されれば、三星電子と三星物産が相互の50%以上持分を確保することが可能になる。その結果、三星のオーナー一族は少数持分ですべての系列企業を支配できるようになる。

このような状況の中で議論されている規制が循環出資の禁止問題である。現在、三星を初め多くの財閥が循環出資構造になっているが、これは相互出資制限規制を避けながら、系列企業相互間で連鎖的に持分を所有することによりオーナー一族の経営権を維持できるということである。

しかし、この循環出資規制がただちに導入されるならば、財閥系列企業らは保有中の他系列企業持分を一举に売却しなければならないし、その過程において主力系列企業経営権が外国に移るという問題が生じるであろう。

3. 大企業—中小企業同伴成長問題

李明博政権は2008年2月発足初期には財閥優遇政策を採用したが、2010年からは「大企業—中小企業同伴成長」を目標に掲げ、親庶民・中道実用政策に転換した。中小企業部門の政策課題をまとめれば次の通りである。

第一に、大企業—中小企業同伴成長政策は公正取引秩序の確立・事業領域の保護・中小企業の自生力強化支援を主要骨子としている。

しかし、大企業と中小企業の健全な取引関係を発展させるに当って、法的規制強化だけに依存するのは限界があることから、自発的協力関係を形成することが重要である。また、大企業の成長と共に内需市場の大企業独・寡占構造は一層深化しており、創意的中小企業の成長を阻止するという深刻な問題もある。

第二に、政策内容には、中小企業の金融支援強化を目標に、産業銀行などの国策機関を民営化して得られる財源をもって中小企業を支援し、中小企業に対する円滑な金融支援をするため信用保証基金などの中小金融機関の機能を強化することが含まれている。

しかし、中小企業金融において争点になっているのは、信用保証の運用問題、つまり適用対象が適切でないと、信用保証の危険度が制度運用の利害当事者である信用保証機関・金融機関・中小企業間で適切に分担されない場合には保証運用の非効率性が生じるということである。

第三に、中小企業製品の公共購買の拡大問題である。中小企業製品公共購買制度は政府公共機関が必要とする物品・工事・用役などを購買する時に可能な限り中小企業と契約を結ぶように誘導し、劣勢におかれている中小企業の販路を開拓するための制度である。

一部では中小企業を中心に団体随意契約制度の復活を図る議論があるが、中小企業製品公共購買制度は競争制限的な団体随意契約制度より中小企業間競争を促進する方向にもっていく必要がある。

4. 財閥税の導入問題

2012年1月、民主統合党(野党)が財閥関連政策を発表した際に財閥税という表現が打ち出され

た。ここで、財閥税とは大企業が子会社から受けた配当金に対して、法人税を賦課することを意味しており、財閥税の導入は事業の蛸足的拡張の抑制手段になり得るという考えに基づくものである。しかし、子会社が法人税を拠出し、残りの利益を親会社に配当する場合、これに再び法人税を賦課することになれば二重課税の問題が発生する。

現行の国内の法人税制はこの二重課税を防止するため、いわゆる益金不算入制度を運用している。すなわち、親会社が子会社から受けた配当金を法人税賦課対象利益から除外し、法人税を2回拠出しないようにしている。その一方で、財閥税構想は大企業集団に対して、上記の益金不算入を遮断し、親会社がもう一回法人税を出すようにすることに焦点を当てている。

もとより、財閥税導入論者はアメリカの事例を上げている。つまりそれは、1929年の大恐慌以後ピラミッド式企業集団に対する批判が高まったことから、フランクリン・ルーズベルト政府が1935年の税制改革を通じて企業集団系列会社が持分を所有した他系列会社から配当を受ける場合、これを課税所得に含むようにしたことを意味している。

この反面、国内の多くの租税専門家たちは財閥税は二重課税であり、財産権を侵害するという理由で反対している。また、政府当局者も財閥税の導入は企業の国際競争力を低下させ外国人投資を萎縮させるとし、反対の立場を取っている。

おわりに

以上で考察してきたように、韓国では1997年末の経済危機を契機に財閥の伝統的なオーナー経営に対する改革が試みられた。当初の財閥改革はオーナー一族が少ない所有比率で財閥の経営権を握る財閥特有の所有支配構造を打開するため、内部取引の規制や系列企業間における相互出資と循環出資の規制の合法化と強化によって、経済危機の主要原因と考えられていた財閥への過剰な経済力集中と財閥による非合理的な多角化の阻止を目的としていた。

しかし、負債処理による経営の合理化は、事業交換をメインとしたビッグ・ディール政策を促し、短期的には一時的な負債処理と系列会社数の減少につながったものの、財閥企業による事業の独占化という副作用が長期的な問題を残す結果となった。

市場主導そしてグローバル市場での競争力を重視する李明博政権による財閥政策は経済危機以降の規制強化を再度緩和している結果となっており、事業の寡占化をふまえると財閥への経済力の更なる集中と多角化、またオーナー・経営陣による独断経営などの問題が再度増大すると考えられる。

現財閥においては系列企業間の出資を通じて安定株主が形成されており、英米式のM&A市場を通しての経営権牽制、つまり外部監視機能が成り立っていない。また、株主総会の機能が無力化し株主の権限が脆弱であることから、内部監視機能も不十分である。さらに、財閥企業での所有と経営の分離は難しくオーナー一族の放漫な経営や独断の専行に対して、社内で誰しも異論を唱えることができない状態である。それに能力や専門性に関係なく家族があまねく経営に参加し、財閥同族支配になっていることから、一族経営はほとんど変わっておらずこれまでの財閥の所有支配構造をみる限り、財閥改革の成果が出ていない。

韓国企業が長期的に国際市場で成長し、また安定した経済システムを保つには、ただグロー

バル・スタンダードを追求するよりは韓国経済の状況をふまえた上で規制基準を調整することが必要であると考えられる。

注

- 1 申光湜(2000)『財閥改革の政策課題と方向』韓国開発研究院 p.19.
- 2 菊澤研宗(2004)『比較コーポレート・ガバナンス論』有斐閣 p.169.
- 3 池東旭(2002)『韓国財閥の興亡』時事通信社 p.175.
- 4 菊澤研宗『前掲書』 p.170.
- 5 服部民夫(1998)「韓国経済は蘇るか」『世界』岩波書店 p.178.
- 6 池東旭(1998)「韓国財閥の解体」『中央公論』中央公論社 p.173.
- 7 高安雄一 (2005)『韓国の構造改革』NTT出版 p.78.
- 8 労働政策研究・研修機構(2004)『韓国のコーポレート・ガバナンス改革と労使関係』 p.39.
- 9 池東旭『前掲書』 p.183.
- 10 イュンホ(2005)『財閥の財務構造と資金調達』ナナム出版社 p.237.
- 11 高安雄一『前掲書』 p.83.
- 12 結合財務諸表とは2個以上の企業が特定人によって支配されている場合、会社間内部取引を除去した後、個別財務諸表を水平的に結合した財務諸表をいう。過去には系列会社が相互統合し単一貸借対照表と損益計算書で作成した連結財務諸表方式を使用してきたが、対象企業の範囲が狭く脱落する系列会社があることから財閥全体の財務状態や経営成果を良く把握する事ができなかった。それは支配会社と従属会社の持分率だけを勘案したからである。これに対して、結合財務諸表は会社間の出資持分率だけで作成対象を選択するのではなく、実質的な支配力を基準としている。IMF経済危機以後、結合財務諸表を導入して企業会計情報の透明性を高めようとする要請があったので、政府は結合財務諸表の導入を推進し、1999年度事業年度から30大財閥に限り作成を義務化した。
- 13 ユンチョンオン(1999)『98 企業経営レポート』三星経済研究所 p.143.
- 14 池東旭『前掲誌』 p.176.
- 15 ビッグ・ディール (Big Deal) とは特に 5 大財閥(三星・LG・現代・SK・大宇)間で重複している事業を交換・集約し、国レベルでの過剰設備投資の解消を図ろうとするものである。
- 16 深川由起子(2002)『図解 韓国のしくみ』中経出版 p.57.
- 17 深川由起子(2000)「東アジアの構造調整とコーポレート・ガバナンス形成：韓国の事例を中心に」『転換期の東アジアと日本企業』東洋経済新報社 p.201.
- 18 高龍秀(2000)『韓国経済のシステム』東洋経済新報社 p.145.
- 19 ソンウォンコン・イサンホ (2005)『財閥の事業構造と経済力集中』ナナム出版社 p.54.
- 20 公正去来(取引)委員会の資料によれば、ロッテ財閥の場合、李明博政権が発足した 2008 年に系列会社の数が 46 社(17 個業種)であったのが、2011 年現在 78 社(26 個業種)にまで増加した。これは同政権の財閥に対する特惠政策によるものである。
- 21 韓国経済研究院(2011)『李明博政府政策評価および先進化課題(上)』 p.33.
- 22 韓国経済研究院『前掲書』 p.37.
- 23 韓国経済研究院『前掲書』 p.46.

-
- ²⁴ 詳細は、リュコンオク(2008)「金融および産業資本生命保険社の経営成果比較と金融・産業分離の妥当性検証」『韓国保険学会誌』 pp69－99 参照
- ²⁵ ここで「経済力集中」とは少数の大企業が製品生産および供給の大部分を占有するか、または少数の資本家が会社の持分を大量に保有するなど経済力が一箇所に集中している状態をいう。一般的に前者を市場構造面から独・寡占と呼び、後者を所有者支配と言う。つまり独・寡占は企業間競争が極端に制限されており、製品を生産・販売する企業が市場価格を有利に策定し独占利潤を獲得するので、政府が独占規制・公正去来（取引）法などを通じて規制している。所有者支配は1名または少数の資本家が会社の株式を大量に所有することで経営権を掌握するので、専門経営体制の確立を阻害する要因になっている。
- ²⁶ 京郷新聞 2012 年 2 月 9 日
- ²⁷ 朝鮮日報 2011 年 4 月 20 日
- ²⁸ 深川由起子(2002) 『前掲書』 p.60.
- ²⁹ 朝鮮日報 2011 年 8 月 4 日
- ³⁰ 朝鮮日報 2012 年 3 月 14 日
- ³¹ オーナーリスク (Owner Risk)とは、財閥会長や大株主個人の間違った判断や犯罪的行為が企業に対して弊害をもたらすことを意味する。
- ³² 京郷新聞 2012 年 2 月 6 日
- ³³ 日本経済新聞 2008 年 4 月 28 日